

地域における「地域づくり人育成講座」
開催について（案）

- 1 開催主体 自治体、大学、まちづくり団体、NPO、企業等
- 2 開催時期 平成24年8月以降
- 3 使用テキスト 「人材力活性化プログラム」
「地域づくり活動のリーダー育成のためのカリキュラム」
「地域づくり人の育成に関する手引き」
- 4 講師 地域の講師に加えて、人材力活性化研究会の構成員
又は研究会事務局（総務省）
- 5 カリキュラム 地域づくり人育成に寄与するもので、地域の実情に
応じて開催主体が創意・工夫をして作成。
※ ただし、「人材力活性化プログラム」及び「地域
づくり活動のリーダー育成のためのカリキュラム」
に準じるものとする。
- 6 総務省の支援 人材力活性化研究会及び総務省が、後援を行う。
その際の注意事項としては以下のとおり。

- ※ 研修会主催団体に以下の主体のいずれかが入っている必要がある。
- ・ 国の機関（独立行政法人、特殊法人等政府関係機関を含む。）
 - ・ 地方公共団体
 - ・ 公益社団法人若しくは公益財団法人又はこれらに準ずる団体
 - ・ 新聞、ラジオ、テレビ各社等の報道機関等
 - ・ その他上記に準ずると認められるもの

- ※ 研修会が「営利を主たる目的としたもの」である場合は後援不可。